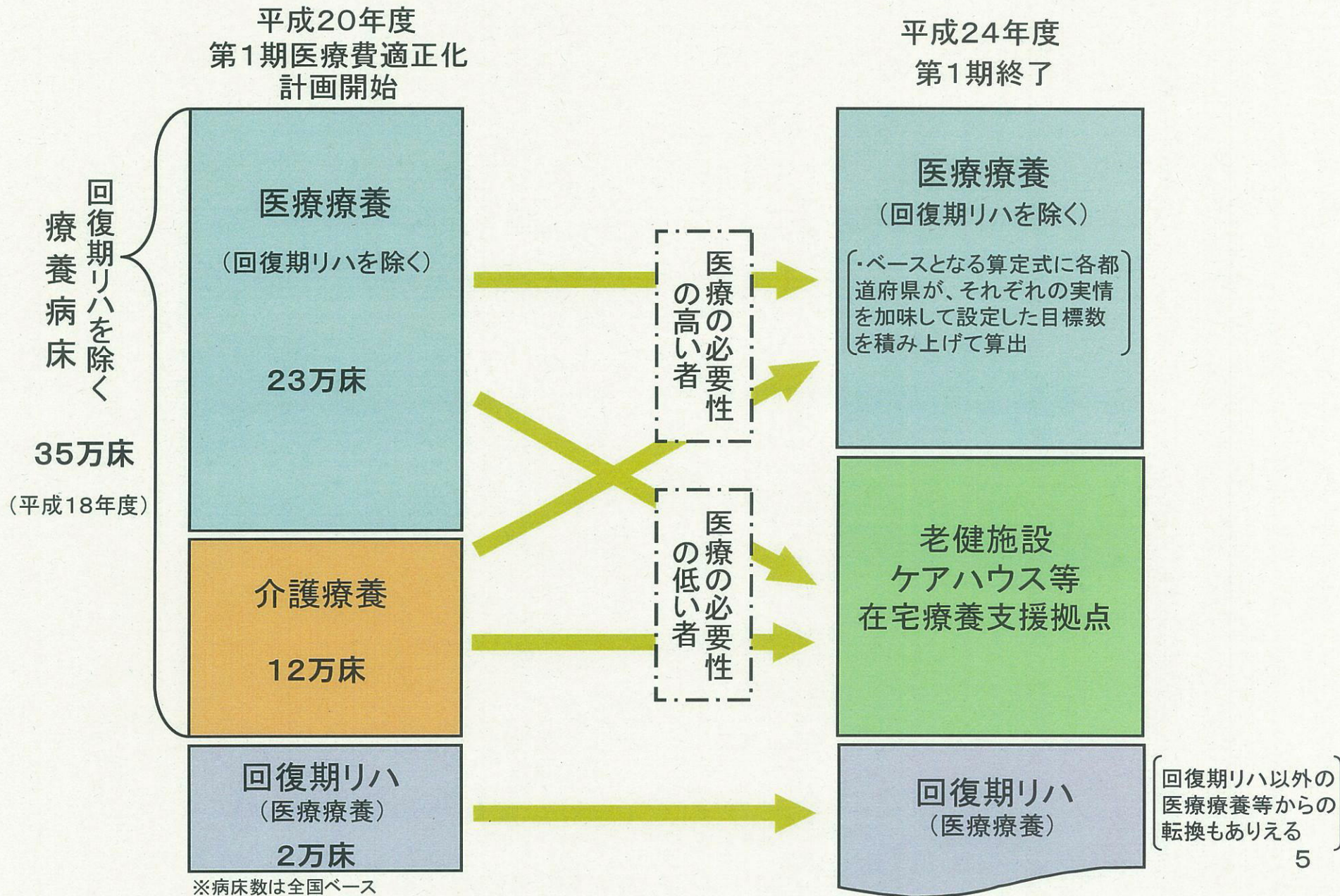


(参考)

各都道府県の療養病床の目標数(平成24年度)(案)



4 介護療養病床の受け皿の整備

- 療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者は、現在の療養病床の入院患者のうち、医療の必要性が比較的 low、状態が安定している者と考えられる。
- こうした入所者に必要な医療サービスについては、既存の介護老人保健施設において提供される範囲と比較して、①平日昼間における医療ニーズが高まるほか、②夜間等の日常的な医療処置と緊急対応や、③看取りへの対応が新たに求められることとなる。
- これらの対応を可能とするためには、療養病床から転換した介護老人保健施設において適切な医療サービスが提供可能な体制の整備が必要である。
- なお、介護老人保健施設の医療提供の在り方は、健康保険法改正法附則でその見直しが規定された。

(参考)健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)(抄)

附 則(検討)

第二条

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。